

厚生年金の適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例による老齢厚生年金等の在職支給停止に関する経過措置のQ & A

Q 1. 「障害者特例」・「長期加入者特例」とは何ですか。

A. 65 歳まで受給する老齢厚生年金や退職共済年金の額については、通常、報酬比例部分のみ（退職共済年金の場合はこれに職域部分を加算）の年金額となっておりますが、障害をお持ちの方や国家公務員共済に長期間加入していた方には、特例として、次のいずれかに該当する場合は、これらの額に定額部分（繰上げによる年金の場合は「繰上げ調整額」）が加算された年金額を受給することができます。

①障害者特例

障害等級が 1 級から 3 級までの障害状態にある方

②長期加入者特例

国家公務員共済の加入期間が 44 年以上ある方

Q 2. 短時間労働者で厚生年金に加入することとなった場合は、経過措置には該当するものの、必ず年金の一部が支給停止となるのでしょうか。

A. 65 歳未満である方の年金の在職支給停止は、年金の月額と賃金の月額の合計額が 47 万円を超える場合に適用されます。したがって、令和 4 年 10 月から厚生年金に加入したとしても、この条件に該当しない場合（47 万円以下の場合）は、在職支給停止は適用されません。

なお、障害者・長期加入者特例による老齢厚生年金または退職共済年金を受けている方で、今回の経過措置に該当する場合は、定額部分などを除いた後の報酬比例部分の月額と賃金の月額の合計額が 47 万円を超える場合に限り在職支給停止が適用されます。

Q 3. 同じ法人内で職場が異動した場合は、その時点で経過措置は終了するのでしょうか。

A. 同じ法人内で引き続き職場が変わった場合であっても、短時間労働者の身分のままであれば、引き続き経過措置が適用されます。ただし、職場が変わっ

た際に雇用形態が短時間労働者でなくなった場合は、その時点で経過措置の適用は終了となります。

Q 4. 経過措置を適用するために何故届出が必要なのでしょう。

A. 経過措置の対象となる方の条件を満たしていることの確認ができないため、届出を行っていただくことになっています。

経過措置の適用対象となる方の条件

(1) 平成 28 年 10 月からの経過措置が適用される方

次のアからウまでの全てに該当する方

ア 平成 28 年 10 月 1 日前において特例該当者である方

イ 平成 28 年 10 月 1 日前から引き続き同一の特定適用事業所にお勤めの短時間労働者である方

ウ 平成 28 年 10 月 1 日に当該短時間労働者として厚生年金保険の適用拡大の対象となり、被保険者となった方

(2) 平成 29 年 4 月からの経過措置が適用される方

次のエからカまでの全てに該当する方

エ 平成 29 年 4 月 1 日前において特例該当者である方

オ 平成 29 年 4 月 1 日前から引き続き同一の事業所にお勤めの短時間労働者である方

カ 次のいずれかに該当する方

・ 地方公共団体に属する事業所にお勤めの方で、平成 29 年 4 月 1 日に被保険者となった方

・ お勤めの事業所で労使合意に基づく申出(※)が受理され、被保険者となった方
(※注) 平成 30 年 4 月 30 日までに申出が受理された場合に限り。

(3) 令和 4 年 10 月からの経過措置が適用される方

次のキからクまでの全てに該当する方

キ 令和 4 年 9 月 30 日以前から障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している方。

ク 令和 4 年 9 月 30 日以前から引き続き同一の事業所に使用されており、次の(ア)から(ウ)のいずれかの理由により、令和 4 年 10 月 1 日(施行日)に厚生年金保険に加入された方。

(ア) 土業の適用業種追加による資格取得

常時 5 人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所は、令和 4 年 10 月から健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所となります。この土業が適用業種へ追加されたことによって、厚生年金保険に加入された方が対象となります。

<適用の対象となる士業>

弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士

(イ) 特定適用事業所の企業規模要件の見直しによる資格取得

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。令和4年10月から特定適用事業所の要件が見直されたことによって、厚生年金保険に加入された短時間労働者の方が対象となります。

<特定適用事業所の要件>

変更前：短時間労働者を除く被保険者の総数が、常時500人を超える事業所

変更後：短時間労働者を除く被保険者の総数が、常時100人を超える事業所

(ウ) 短時間労働者の雇用期間要件の撤廃による資格取得

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。令和4年10月から短時間労働者の雇用期間の要件が撤廃されたことによって、厚生年金保険に加入された短時間労働者の方が対象となります。

<短時間労働者の雇用期間の要件>

変更前：雇用期間が1年以上見込まれること

変更後：雇用期間が2カ月を超えると見込まれること（当初の雇用期間を超えて雇用される場合を含む）

Q5. 経過措置について、手続きはどのように行えばいいですか？

A. 経過措置の対象となるご本人が、手続きを行う必要があります。

「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生・退職共済年金在職支給停止一部解除届」に必要事項を記入のうえ、最寄りの年金事務所にご提出ください。

（令和4年10月1日以降）届出様式は、経過措置の対象となる可能性のある方に令和4年11月下旬から送付しますが、年金事務所または日本年金機構ホームページからも事前に入手していただくことができます。

<記入内容について>

「受給権者記入欄」は、個人番号、氏名、住所など、お客様自身に関する事項

を記入してください。あわせて、令和4年10月1日に厚生年金保険の被保険者となった理由に該当する事項を記入してください。

「事業主証明欄」は、お客様が令和4年9月30日以前から同じ事業所で勤務されていることの証明として、事業主による記名が必要となります。お勤め先の担当者にご相談ください。なお、引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類（給与明細、雇用契約書等）の写しを添付することで、事業主の証明に代替していただくこともできます。

Q6. 経過措置についての手続きをしないと、年金の支給はどのようになりますか？

A. 令和4年11月分から年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。）が支給停止となります。

経過措置の対象となるご本人から「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生・退職共済年金在職支給停止一部解除届」をご提出いただくことで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

なお、ご提出いただく時期が遅くなると、時効（5年）によりお支払いできなくなる場合がありますので、すみやかに「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生・退職共済年金在職支給停止一部解除届」のご提出をお願いします。